

平成24年（ワ）第206号、第543号

原告 吉田隆介 他189名

被告 東京電力(株)

準備書面（14）

平成25年9月2日

新潟地方裁判所

第2民事部 合議部 御中

原告ら代理人

弁護士 和田光弘

弁護士 近藤正道

弁護士 松永 仁

外

被告に原発を運転する資質・能力はない
(汚染水問題)

第1、はじめに

本年8月7日、政府の原子力災害対策本部は、福島第1原発から海に流出している放射能汚染水（以下、汚染水という）の量が一日あたり約300トン（ドラム缶1500本分、25mプール1杯分に相当）にのぼるとの試算を明らかにした。さらに8月20日、敷地のタンクから高濃度の汚染水約300トンが漏れたことが判明した。漏れた一部は海に流出した。

原発事故の日に政府が出した「原子力緊急事態宣言」は、今も解除されていない。福島第1原発事故発生から約2年6ヶ月、事故は収束などしていない。膨大な放射能が今も福島第1原発の周囲・海に垂れ流されている。汚染水の問

題は、喫緊の課題であり、国民にとってまさに憂慮すべき深刻な事態となっている。

そこで準備書面（９）に続いて本書面でも福島第１原発の汚染水を取り上げ、時系列的に整理し、改めて事態をここまで深刻化させた被告の責任を明確にし、今回の汚染水管理の大失態をみても、被告には原発を運転・管理する資質・能力のないことを明らかにする。

第２、汚染水一経緯と現状

１、事故直後の汚染水の流出

被告は福島第１原発事故直後の平成２３年４月と５月に、以下のとおり大規模のものだけでも計３回にわたり大量の高濃度の汚染水を海に流出させた（以下、「事故直後の汚染水の流出」という）。

国民の厳しい批判を浴びたのは当然であるが、地元漁民は出漁の自粛を余儀なくされた。韓国・中国・ロシアなど諸外国から激しく抗議を受けた。

- （１）まず平成２３年４月２日から同月６日にかけて、福島第１原発２号機の取水口付近にある立て抗（トレンチと呼ばれる配管や電源ケーブル等が通る作業用の地下坑道《以下坑道という》とつながっている）の亀裂から、基準の数千から数万倍の放射性物質を含んだ汚染水・約５２０トンが直接海に流れ出た。
- （２） ついで平成２３年４月４日から同月１０日にかけて、被告は福島第１原発１号機～４号機から、基準の約５０

0 倍の放射性物質を含んだ汚染水・約 1 万 1 5 0 0 トンを意図的に海に放出した。理由は「敷地内に高濃度汚染水を保管するためのやむを得ない措置」というが、その必要性・緊急性は極めて疑わしい。

しかも関係者に対し、事前の了解を得ない一方的な放出であり、与党内を含め、国の内外から厳しい批判を受けた。この頃、近海のコウナゴから放射性ヨウ素が検出された。

- (3) さらに平成 23 年 5 月 11 日、福島第 1 原発 3 号機の取水口付近の立て抗から、前記(1)と同程度の高濃度の汚染水・約 250 トンが海に流れ出た。

2、地下貯水槽からの汚染水漏洩

福島第 1 原発 1～3 号炉では、溶け崩れた核燃料を冷却するために当初、外部より海水を含む大量の注水が行われた。これらの冷却水は津波により流れ込んだ海水等と一緒に、原子炉建屋やタービン建屋の地下に流れ込み、高濃度の放射性物質を含む汚染水となり、汚染水問題を引き起こした。

事故から三ヵ月後に、汚染水の一部を原子炉の冷却に再利用する「循環注水冷却」が始まった。

しかし、原子炉建屋の山側から大量の地下水（一日あたり約 1000 トン）が流れ込んでおり、震災などによってできたと思われる亀裂等から、地下水が建屋と地下に一日に 400 トン流れ込み、汚染水増大の原因となった。

福島第1原発の敷地内には、福島第1原発事故の後、増え続ける汚染水を一時的に保管するため、急遽保管タンク（以下タンクという）を敷地内に文字通り林立するように数百基設置した。しかし、タンクだけでは足りず、さらに敷地内を掘り込み、大容量の地下貯水槽が「汚染水保管の切り札」として合計7つ設置された。

ところが、準備書面（9）で詳述した通り平成25年4月、7つの地下貯水槽の内3つの地下貯水槽から汚染水が大量に漏洩（1つは最大約120トン、しかしそれ以上600トンとの説もある）する事態が発覚した。やむなく被告は地下貯水槽の使用を中止し、地上のタンク等に汚染水を移し替えることとした。

漏洩の原因はいまだ特定できない。

しかし、地下貯水槽の設計、施工の欠陥であることは間違いない。

3、（1） 汚染水の海への漏洩

平成25年5月、漏洩の地下貯水槽から地上のタンク等に汚染水の移送が始まる。

この頃、被告は原子炉、タービン建屋地下に流れ込む前の段階で井戸を掘り、地下水を汲み上げ海に放出する「地下水バイパス計画」をすすめる、建屋地下に流入する地下水を減らそう（400トン→300トン）とした。しかし、原発事故で大被害を被り、さらに「事故直後の汚染水の流出」など、被告のたび重なる失態と背信行為に極度の不信任を強める地元漁業者は、計画に同意を与えない。さらに

被告の放射能測定結果のゴマカシ事件（バイパス計画実験の汲み上げた地下水からセシウムが検出されているのに、検出なしとウソを言った）の発覚が地元漁業者の怒りを増大させた。

そうした中、平成25年5月末、福島第1原発の1, 2号機の海側に掘られた観測井戸の水から、法定基準を数十倍上回る高濃度の放射性物質が検出された。この時も被告の公表は20日以上も遅れ、福島県や原子力規制委員会より情報公開の遅れを厳しく批判された。

井戸は福島第1原発の港湾内の放射性物質濃度が「事故直後の汚染水の流出」後、時間を経過しても高止まりしているため、その原因を調査するために掘られたものである。

さらに6月24日、福島第1原発の港湾内の海水のトリチウムの濃度が倍増した。各方面から「新たに汚染水が海に漏れ出ているのでは」の指摘がなされた。しかし、被告はこれを否定した。その後、他の井戸からも高濃度の放射性物質が検出され続け、セシウム等の濃度が急上昇していった。6月25日、原子力規制委員会は「建屋などに溜まっている高濃度汚染水が地中に漏れ、海への漏出が疑われる」と指摘を強めた。それでも被告は、「事故直後の汚染水の流出」の残りが地中に残留していることが原因、「新たな汚染水の漏洩はない」、「海に漏れていない」と頑強に否定し続けた。

7月10日、原子力規制委員会は、改めて「残留では説明がつかない。新たに高濃度の汚染水が地中に漏れ、海洋への拡散が起こっていることが強く疑われる」との認識を

示し、被告の認識と対応を批判した。こうして新たな流出源の存在がデータの上からも明確となり、汚染水の海への流出は誰の目にも明らかとなった。

追いつめられた被告は7月22日、一転して福島第1原発の敷地内から汚染水が海に流出していることを認めた。海側の井戸の地下水位と、潮位の相関関係を示すデータを分析した結果、敷地内と海との間で水が行き来していたことが分かったからとし、そうした重要な情報が社内で共有されるのに時間がかかったという。まるで他人事のような弁解であった。

海側の井戸の水から高濃度の放射性物質が検出されてから、すでに2ヶ月が経過していた。しかも被告が明らかにしたところによっても、7月17日には社内で汚染水の海への流出の事実を確認しており、7月19日にはトップの廣瀬直己社長もこれを知っていた。しかし公表は遅れて7月22日となった。「データを整理していた」等と言いつくしているが、原発の再稼働が一大争点となった7月21日の衆院選の投票日を回避する為であったことは明白だ。

福島第1原発でこれだけの大事故を起こしながら、「都合の悪いことは隠す」「見ないことにする」「時にウソもつく」「データが明確にそろわない間は認めない」「過少評価する」被告の体質は、10年前に発覚した「トラブル隠し」の頃と何も変わっていない。

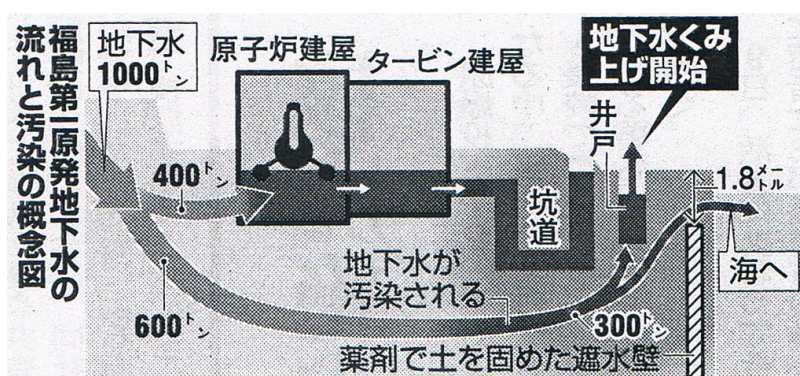
被告は「公表の遅れ」を理由に、廣瀬社長の減給（1ヶ月）を含む幹部5名の処分を発表した。国民には茶番にしか映らない。体質改善を進める為、外部の有識者も招いて

立ち上げた被告・原子力改革監視委員会は、「安全側に立った意思決定の姿勢が欠けている。国民に対して、十分な情報を提供していない」と被告の姿勢を厳しく批判した。

3、（2）汚染水一日300トン、海へ

被告が汚染水の海への流出を認めた2週間後の8月7日、政府の原子力災害対策本部（資源エネルギー庁）は、「一日当たり推定300トンの地下水が放射性物質で汚染され海に流出している」との驚くべき試算を明らかにした。

それによれば、福島第1原発では、原子炉の山側から海側に一日当たり、約1000トンの地下水が流れ込んでおり、この内、1号機～4号機の原子炉建屋に約400トンが流れ込み、汚染水になっている。残り600トンの地下水のうち、約300トンが建屋周辺の汚染土壌の影響で汚染水となって海に流れ出ている。残りの約300トンは汚染されずに、そのまま海に流れ出ているとの試算である。



平成 25 年 8 月 1 0 日 朝日新聞より

注目すべきは、汚染水が海に漏れ始めた時期は特定できず、事故直後から、ずっと漏れ続けている可能性も否定で

きないと言っていることである。こういった放射性物質がどの程度含まれているかも、把握できていないとも述べている。

この時期に、政府の原子力対策本部が試算という形でここまで明らかにしていることは、被告との情報交換抜きになされたとは思えない。被告も実のところ、相当以前から海への流出を認識していたと考えるのが当然である。

改めて被告が国民にウソを言い続け、情報公開を踏みにじり、抜本対策を行わず、先送りし、事態をここまで悪化させてしまったことが明らかとなった。被告任せの汚染水対策は破綻した。

4、タンクから300トン漏洩

そして、さらに新たな事実が追いうちをかける。

8月20日、被告は福島第1原発の敷地内の約1000基のタンクの一基から、高濃度の汚染水が300トン以上漏れていたことを発表した。

前日の発表では120リットルの漏れだったが、翌日、一挙に300トンに変更された。タンクからの漏洩としては過去最大規模。一部は地中に浸み込み、一部は海に流出した。

また他のタンクでも、底部付近で高い放射線が計測されており、漏れている可能性がある。

漏れた汚染水からは、ストロンチウム90など1リットル当たり8000万ベクレルという高濃度の放射性物質が検出された。汚染水の真上50センチでは、平常時の年間被

爆線量限度の100倍に当る最大毎時100ミリシーベルトを計測した。極めて深刻な事態といえる。

原子力規制委員会は300トンの漏洩事件を当初、国際的な事故評価尺度（INES）のレベル1（逸脱）と評価したが、その後漏れた汚染水の量と質などから、レベル3（重大な異常事象）に引き上げた。レベル3は、旧動燃・東海事業所火災・爆発事故のレベルである。汚染水問題は、今やIAEAが最大の関心を寄せる国際的な大問題になっている。

そして福島県の2つの漁業協同組合は、昨年6月から積み上げてきた試験操業を、9月1日以降、当面見送ることを決めた。福島県沖の漁業は、これで全て中断することになる。

8月7日、東大生産技術研究所などが福島第1原発の沖合いなどで行った海底土の放射線測定の結果、事故で放出されたとみられるセシウム137の濃度が、周辺より2～10倍高かった地点が約40ヶ所見つかかり、大半がくぼ地と発表した。海底の広範囲で局所的に濃度の高い「ホットスポット」が分布していることが分かった。海の汚染も広がっている。

5、のしかかる汚染水と対策の現状

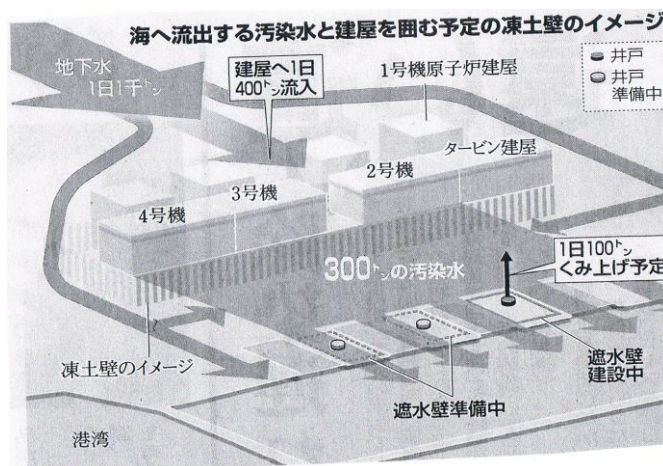
8月20日現在、福島第1原発の汚染水の総量は約43万トンといわれる。内訳は、1号～4号機の原子炉、タービン建屋の地下及び坑道に約10万トン（建屋地下に約8万トン、坑道に約2万トン）が溜まっている。そして敷地

内のタンク等に約33万トンが一時保管されている。

原発の港湾内に滞留している約40万トンの汚染水も不気味だ。

「被告に当事者能力はない」「これ以上被告に任せておけない」。国民の厳しい批判を受け、政府もようやく重い腰を上げた。

現在、政府と被告の間で具体的に検討されている対策は、以下の通りである。



平成 25 年 8 月 8 日 朝日新聞より

まず、福島第1原発の1～4号機の周囲1.4キロを取り囲むように凍土壁（約1メートル間隔で、深さ最大約30メートルまで冷却管を差込み、零下50度程度の冷却剤を循環させ、管の周囲の土壌が凍り付くことで凍土の壁を作り、地下水の流入を止める工法）を設置する。これに前述の地下水バイパス計画を併用して地下水の建屋への流入を極力減らし、建屋地下や坑道の汚染水を封じ込め、内部の汚染水を抜き取る。凍土壁による包囲とは別に、海近くの地盤に薬剤を注入して遮水壁を作り、井戸を掘り汚染水を汲み上げ、敷地内の汚染水の海への流出を防ぐ。凍土壁の設置等に数百億の国費の投入を検討するという。しかし、

凍土壁の完成目標は早くて平成28年7月、つまり3年先のことである。しかも凍土壁の運用実績はトンネル工事等で2年程度のものしかなく、福島第1原発で想定されるように大規模なものでかつ10年を超える運用実績はない。

なにより、すべての対策が予定通り順調に進んだとしても、建屋への地下水の流入を完全に止めるのは、8年後の平成33年といわれる。それまで、当面、汚染水は1日400トンのペースで増え続け、海への汚染水の流出をゼロにする手立てはない。1日300トンの汚染水がこれからも海へ流れる。海側の井戸から汚染水を汲み上げ、海への流出を減らす被告の努力も、効果は上っていない。非常事態というべきである。

第3、 被告に原発を運転する資質・能力はない

1、2年間の放置・抜本的対策の欠如

原発災害に限らず、防災の大原則は「楽観に傾かず、冷徹に最悪の事態を想定し、すみやかに抜本的な対策をとる」ことである。しかし被告の汚染水対策は最初から最後まで、これとは真逆であった。

最悪の事態を想定せず、想定は常に意図的といえるほど甘く、希望的観測という夢の中に逃げ込む。抜本的な対策は回避し、その場しのぎの、場当りのな対処療法を繰り返す方式である。しかも国民の生命や安全より企業の経営を優先させ、工事費用をしぼり、安易、安価な対策でその場をしのいだ。

情報公開をおこなわず、真実を隠し、ときに国民をゴ

マカシ、その場を繕う姿勢が、汚染水問題にもつきまとい、事態をこじらす原因となった。

福島1～3号機でメルトダウンが起きて、核燃料が溶け落ち、注水された冷却水が建屋地下に放射能の汚染水となって溜まる。ここに大量の地下水が流れ込み、汚染水は急速に増大し、地中に漏れ出す。

被告はこうした国民の目に見えない原発の地下で進行する「危機的な事態」を承知しながら、事故後2年以上、抜本的対策を講じなかった。原発地下の汚染水増大に関する情報を国民に知らせず、小手先の応急処置に終始した。原発の事業者として、あってはならない無責任極まりないふるまいというべきである。

そもそも原発事故直後の平成23年3月28日、被告は福島第1原発2号機のタービン建屋地下近くの坑道に、毎時1000ミリシーベルトを超える極めて高濃度の汚染水が溜まっていることを公表している。

そしてその頃、被告は地震等により生じた原子炉やタービン建屋の破損・亀裂部分から、大量の地下水が内部に流入している事実を知っていた。さらに建屋地下とこれに接続する坑道の仕切りが津波で破られ、建屋地下と坑道の間には水の通り道ができたようだと、当時マスコミに説明している。

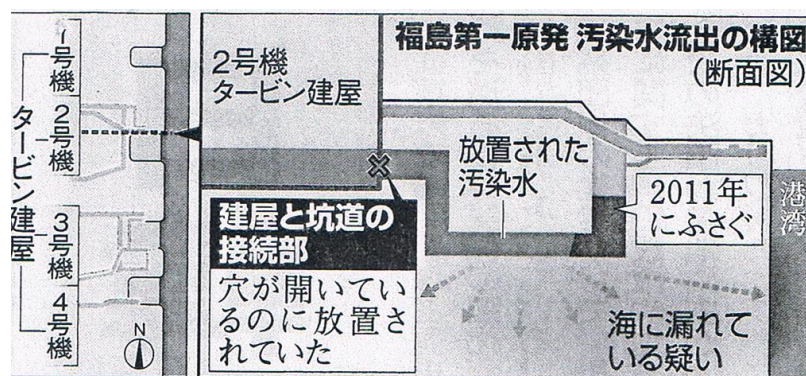
このように被告は、建屋地下の汚染水が坑道に流れ込む可能性を認識していた。坑道の土台は碎石を敷き詰めただけの簡単な構造である。坑道のつなぎ目、割れ目などから汚染水が地中に染み出す可能性は十分に認識でき

た。現に被告はその頃行われた記者会見の場で、「汚染水が坑道のつなぎ目等から地中に染み出し、海に漏れ出す可能性があるか」と問われ、これを認めている。その点からすれば「事故直後の汚染水の流出」のときも、すでに建屋内の汚染水が坑道まで流れ込んでいた可能性を認識していたのだから、被告は立て抗から坑道の汚染水が流出することを防止する措置を講ずるべきだった。被告の漏洩防止義務違反は明らかだ。

こうした認識の上にとって、被告は平成23年4月27日、事故収束への道筋を発表している。その中で被告は、2号機の汚染水流出で「再発防止等を検討・実施」した例として、実施済みの二つの対策と並んで、

「建屋とトレンチ（坑道）間の遮断」

を公表し、発表資料にその旨明記した。ところがその後、被告は坑道の海側の端をコンクリートや砕石で漏れ口をふさぐ応急措置を構じただけで、発表資料で国民に約束した「建屋と坑道間の遮断」、つまり「汚染水の漏れ口をふさぐ」工事は行わなかった。その後2年間、何もせず、放置し続けた。



平成25年8月1日 朝日新聞より

このため、建屋地下と坑道は筒抜けの状態が続き、建屋地下に侵入した地下水は、汚染水となり坑道にも流れ込み、坑道の継目・割れ目から地中に漏れ続けた。そこに山側から大量の地下水が流れ込み、漏れ出た汚染水と混ざり合い、海に流れ出る。今回の原子力災害対策本部の試算は、このことを裏付けている。

被告は、建屋地下と坑道の関係、汚染水の流れと漏洩の可能性を十分に認識しながら、国民に知らせず、汚染水の漏洩と海への流出を否定し続けた。原子力災害対策本部は、「(汚染水は) 事故直後から海に漏れ続けた可能性がある」と推測しているが、「事故直後の汚染水の流出」後も、港湾内の放射性物質の濃度が高止まりしていた事実からみて、事故直後から漏れ続けていたことは十分ありうる。被告が公表した防止策を2年間放置し、隠蔽した責任そして国民への背信は明らかだ。

被告は被告・原子力改革監視委員会に対する報告の中で、建屋と坑道に極めて高濃度の汚染水が溜まっていた問題にふれ、それが地中に漏れ、海に流出している可能性があったにも関わらず、具体的な対策をとっていなかったことを認め、「経営層全体のリスク管理の甘さを克服することや会社の考え方と社会のずれを是正する必要がある」と謝罪した。白々しい限りだ。

さらに現在、政府も関与し、具体的に検討されている凍土壁の構想も、「建屋地下と坑道間の遮断」の方針が決まった同じ頃、社内で検討対象となっていた。しかし被告は「困難」を理由にこれも具体化しなかった。工事費

用という経営上の理由であったことは間違いない。

「建屋と坑道間の遮断」そして「地下水遮断の凍土壁」の設置が、改めて具体的に検討されたのは、それから2年以上が経過した平成25年4月以降のことである。こうした「抜本対策」が当初から真剣に追及されていたなら、汚染水問題はこうまで深刻化することはなかった。

2、ズサンな管理・点検

地下貯水槽からの汚染水漏れが設計・施工上の欠陥に基づくことは間違いない。

例えば、被告の地下貯水槽は二重のポリエチレンの遮水シートとベントナイトと呼ばれる粘土質のシート（厚さ6.4ミリ）で守られていた。ところで産業廃棄物を保管する管理型処分場の場合、環境省の基準では遮水シートの外側にベントナイトなど50センチ以上の粘土層が必要とされている。しかし被告は遮水効果は「二重のポリエチレンシートで十分」と考えたようだ。

被告が遮水シートの外側に50センチ以上の締め固めたベントナイトを敷いていれば、仮に遮水シートから漏れたとしても数十年から百年程度防ぐことは可能だった。

工事費用という経営問題を優先させ、住民の安全を軽視する被告の企業体質がここにも表われている。

さらに、今回タンクからの300トンの漏洩があり、改めて被告のズサンな汚染水管理の一端が明らかとなった。被告は汚染水漏れを防ぐために、タンクをせきで囲んでいたという。今回せきについている雨水排水用の配

管から、汚染水が外に漏れた。被告は配管の弁を常にかけておき、汚染水漏れが見つかりと閉めるが、今回は汚染水漏れに気づかなかったという。「弁を常にかけておき、汚染水の漏れが見つかりと閉める」という。住民に犠牲を強いる非常識な点検方法である。多くのタンクには水位計がついておらず、点検記録も作成されず、原子力規制委員会より巡回点検の体制の強化を求められていたが改善されなかった。漏れは1ヶ月半前からと言われているがそれも信用できない。

漏れたタンクは特定されたが、漏れた場所、原因は特定されていない。地下貯水槽に比べ、安全と思われている地上のタンクでも漏洩はこれが5度目。漏洩は約1000基のタンクの内、約350基のフランジ型に集中している。フランジ型のタンクは鋼鉄をボルトで繋ぎ合わせて造る。短期間で、大量に造れるため、事故直後から大量に据え付けられた。しかし継目からの水漏れを防ぐゴム製のパッキングが劣化しやすく、耐用年数も5年と短い。漏れる可能性は当初から指摘されていた。

被告は、今後、丈夫な溶接型タンクを新設する方針というが、それにも時間がかかる。すでに地上タンクの9割が満杯の状態にある。ここでも安全をないがしろにした経営優先の安上がりの対策・工法のツケが回った。地下貯水槽もダメ。地上タンクも欠陥だらけ。被告の汚染水管理は、打つ手のない手づまりの状態にある。

3、情報公開を無視し、真実を隠す

汚染水問題においても、被告は情報公開の姿勢に欠け、真実を隠し続けた。時に公然とウソを言い、原発を管理する事業者として、あるまじき態度に終始した。

容易に認識できるのに、1～3号機のメルトダウンを2ヶ月以上も認めず、燃料が原子炉建屋に溶け落ち、注水の水や津波で流れ込んだ水が建屋地下に汚染水として溜まり、それがタービン建屋や坑道に流れ込んでいることや、山側から地下水が流れ込み汚染水を増大させていること、さらに汚染水が坑道等から地中に漏れ出し、地中から海に流れ出す危険を十分に知りながら、こうした実情を長期にわたり国民の目から隠し続けた。

そして事故の直後に、建屋の汚染水が坑道に流れ込むことを阻止する対策として、「建屋と坑道間の遮断」工事を実施すると決め公表していたのに、これを行わず、その後2年以上も放置した。さらに凍土壁の設置も検討したものの、実施を見送った。こうして2年間、増大する汚染水に対する抜本的対策は、ほとんど行われなかった。

こうした事実の経緯を国民は汚染水問題が深刻化する最近になって、初めて知った。福島第1原発で、事前に15メートルを超える津波の襲来を試算しながら、何の対策も取らなかったあの時と同じである。被告はあれだけの惨事を引き起こしながら、その後もまた同じ過ちを繰り返している。抜本的な対策をとらず、その場限りの対処療法に終始し、ついに事態をこれほどまでに悪化させてしまった。

さらに坑道から汚染水が地中そして海に漏れ出し、そ

れが観測井戸や港湾の放射能濃度の上昇に繰り返し表われているにもかかわらず、また、原子力規制委員会が何度も指摘をしているにもかかわらず、「汚染水の漏洩や海への流出」を否定し続けた。異常が明らかとなってから2ヵ月後、衆議院選挙の投票日の終わるまで、国民を騙し続け、海への流出を認めなかった。真実をおおい隠し、国民にウソを言い続けた。まさに犯罪的である。

4、小括

政府及び国会の福島原発事故調査委員会報告書は、福島第1原発事故を明らかな人災と断じた。

被告も平成25年3月の原子力部門改革の最終報告書で「設計段階から地震や津波を起因とする故障への配慮が足りず、、、運転開始後も海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析する努力が足りず、事故の備えが設備面でも、人的面でも、不十分だった。この結果、炉心溶融し、広域に大量の放射性物質を放出させる深刻な事態を引き起こしたことを反省する」「今後は安全性向上対策の強化や組織改革に、不退転の決意で取り組む」「原子力発電という特別なリスクを扱う企業として、経営陣のリスク管理に甘さがあった」「まずは原子力部門から体質改善を促す」と自らの過ちを認め、改革の姿勢を強く示した。

しかし、こうした反省にもかかわらず、被告はその後何一つ変わっていない。企業の体質改善は、全く進んでいない。「不退転の決意」が聞いてあきれる。汚染水の

経緯をみるとそれが良くわかる。

抜本対策の欠如、約束した対策を実行しない、やるべき対策の先送り、ズサンな管理、情報の隠蔽と国民へのウソ、等々。汚染水問題で被告が取った対応をみると、改めて「こんな会社に原発をやらせて大丈夫か。その資格がある会社なのか」と思う。被告に原発を運転・管理する資質や能力がないことが分かる。

すでに原発事故によって、被告は住民に塗炭の苦しみを与えている。これに加え汚染水である。

被告が汚染水問題を解決することなく、汚染水を垂れ流し続けたまま「福島第1原発事故の教訓に学び、柏崎刈羽原発で十分な安全対策を講ずる。十分な過酷事故対策を確立する」といっても、そうした被告の主張を誰も信じない。

今、被告が最優先で取り組むべきは、汚染水の問題だ。総力を挙げて、汚染水の漏洩、海への流出を止め、放射能を封じ込めることだ。しかるに被告は、安全よりも経営を優先させ、福島第1原発事故の検証も済まない中、柏崎刈羽原発の再稼動を申請しようとしている。汚染水を含む福島の現状を考えれば論外である。そんな余裕は一体どこにあるのか。

以 上